

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第37回）議事概要

1 日時

令和6年9月19日午前10時から正午まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員、敬称略・五十音順）

今田幸子、酒巻匡、椎橋隆幸（座長）、菅野亮、仲真紀子、永井敏雄、
森本加奈、渡辺雅昭

（オブザーバー）

平出喜一（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（最高裁判所事務総局）

氏本厚司（事務総長）、平城文啓（刑事局長）

4 議事概要

- 懇談会の開催に当たり、新たに参加することとなった菅野委員、森本委員、平出オブザーバーから、あいさつがあった。

(1) 裁判員裁判の実施状況等について

ア 統計数値等の説明

平城刑事局長から、資料2ないし4に基づき、裁判員裁判の実施状況、裁判員等経験者に対するアンケート調査、及び、裁判員制度の運用に関する意識調査について、次のとおりの説明があった。

(7) 裁判員裁判の実施状況について（資料2）

- 裁判員裁判対象事件の新受人員については、表1のとおり、長期的に見ると減少傾向にあり、令和3年及び令和4年は新型コロナウイルス感染症の影響もあってか800人前後まで減少していたが、令和5年は若干増加して972人だった。罪名別に見ると、「強盗致傷」及び「覚醒剤取締法違反」が前年の約2倍に増加した。なお、令和6年の6月末時点での新受人員は366人であり、過去最少だった令和3年のペースを下回っている。
- 辞退率については、表4のとおり、平成30年（67.1%）まで続いた上昇傾向に歯止めがかかって近年はおおむね横ばいの状況にあり、令和5年は66.9%だった。出席率については、平成29年には63.9%まで低下したが、徐々に改善して近年は70%前後で推移しており、令和5年は68.6%だった。
- 平均審理期間・公判前整理手続期間については、表5のとおり、いずれについても、令和元年以降、総数、自白、否認ともに長期化傾向にある。令和5年は令和4年よりは下回ったものの、高止まりしている状況にも見える。

公判前整理手続期間の長期化に関し、前回の本懇談会において、平均値は異常値の影響を受けるため、どのくらいの期間で終了した事件が多いのかを中心に議論すべきとの指摘を受けた。表6の公判前整理手続期間の分布について、各区分の割合を経年変化で比較したところ、平成26年までは、公判前整理手続期間が6月以内の割合が50%を上回っていたのに対し、令和2年以降は、6月以内のものが20%程度にとどまり、また、6月超の割合が年々増加していることがわかる。

- 平均実審理期間については、表7のとおり、公判前整理手続期間と同様、長期化傾向にある。令和5年は令和4年よりは若干短くなったものの、制度施行当初から令和4年までほぼ毎年伸び続けている。平均開廷回数についても、増加傾向にある。
- 平均評議時間については、表9のとおり、公判前整理手続期間や実審理期間と同様、長期化傾向にある。令和5年は、過去最大値となった令和4年よりは短縮し、令和6年も6月末時点では令和5年の数値を下回っているが、依然として高い数値となっている。他方で、裁判員等経験者に対するアンケート調査の結果では、裁判員等経験者から見た評議における議論の充実度は比較的高い数値で推移している。

(4) 裁判員等経験者に対するアンケート調査について（資料3）

- 令和5年度の裁判員等経験者に対するアンケート調査の結果は、全体として、これまでの調査結果とほぼ同様の結果となっている。
- 評議における話しやすさについては、図表6のとおり、令和2年以降、従前と比べて「話しやすい雰囲気であった」との回答の割合が減少していたが、令和5年は回復傾向が見られた。

「話しやすい雰囲気であった」との回答の割合が減少していた理由としては、新型コロナウイルス感染症の対策として評議室の座席の間隔を空けるなどしていたことが影響していたと考えられるが、同感染症が「5類感染症」に移行した令和5年5月を境に対策が緩和されてきたところであり、それが回復傾向につながった可能性も考えられる。

- 令和5年1月から18歳、19歳の方々も裁判員として選任されることになったが、令和5年の1年間では、「裁判員等経験者に対するアンケート調査」において年齢を「10代」と回答した方は、裁判員26人、補充裁判員12人であり、「裁判員に選ばれる前の気持ち」について、「積極的にやってみたい（又はやってみたい）」と回答した方が7割近くおり、「裁判員（補充裁判員）として裁判に参加した感想」について、ほぼ全ての方が「非常によい経験（又はよい経験）と感じた」と回答している。

(ウ) 裁判員制度の運用に関する意識調査について（資料４）

- 「２ 裁判員裁判に関する客観的事実や実情の周知状況」（１頁）のうち、守秘義務に関わる質問である「（e）裁判員は法廷で見聞きしたことや裁判員を務めた感想は話しても問題ない」については、８割以上が「知らない」と回答し、「（f）裁判員経験者の多く（約９６％）がやってみてよかったとの感想を持っている」については、９割以上が「知らない」と回答している。これらの点が周知されていない点は、広報活動における課題であると認識している。
- 「５ 現在実施されている裁判員制度の印象」（４頁～７頁）について、各質問の経年変化を見ると、「（a）裁判が公正中立なものになっている」、「（b）裁判が信頼できるものになっている」については、「そう思う」と回答する方が増加しており、国民が司法参加する裁判員制度への積極的な評価がされるようになっていくことがうかがわれる。一方で、「（c）裁判所や司法が身近になっている」、「（d）裁判の結果（判断）が納得できるものになっている」、「（e）裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなっている」、「（f）事件の真相が解明されている」、「（g）裁判の手続や内容がわかりやすくなっている」、「（h）裁判が迅速になっている」、「（i）刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになっていく」については、いずれも「そう思う」と回答する方が減少しており、裁判員制度の実際の運用状況について消極的な評価がされているようにも見受けられ、分析が難しい。
- 「６ 裁判員制度についてＱ５の印象を持つことになった原因」（８頁）では、テレビ報道・新聞報道の割合が減少し、インターネットやSNSの割合が増加しているところであり、上述の「５ 現在実施されている裁判員制度の印象」についての回答結果に影響を与えている可能性も考えられる。
- 「１０ 裁判員裁判に参加したいか」（１１頁）については、裁判員裁判に「参加したい」あるいは「参加してもよい」と回答した方の割合は増加傾向にある。
- 「１１ 裁判員制度への参加意欲を高めるために必要な情報」（１２頁）については、「勤務先における休暇制度（裁判員に選任された場合に利用できるもの）」を選択した方が減少傾向にある以外は、概ね横ばいで推移している。

（仲委員）

実審理期間が長期化しており、開廷回数も増えているということだが、具体的に何が増えたり長くなっているのか、データがあれば教えてほしい。

（平城刑事局長）

ご質問いただいた点は、次の核心司法についての議題で扱う予定にしている。統計上は実審理期間の長期化や開廷回数の増加が見られるが、その点について

法曹三者の委員・オブザーバーから取組や受止め等について率直にご発言いただいた上で、何が原因なのか、その原因が改善すべき問題であるのか、あるいは、安定的な運用を図るための結果としてそういう傾向が生じているのか、といった点を分析したいと考えている。

(渡辺委員)

裁判員制度の運用に関する意識調査において、「客観的事実や実情」として「裁判員裁判の多くは7日以内で終わっている」と記載した上で、このことを知っているかどうか質問している。だが、実審理期間、職務従事日数とも長期化しており、質問の前提が変わってきているのではないか。経年変化をたどる必要があり、質問を変更できるのかわからないが、検討する必要があるのではないか。

同様に、「すっとわかる、裁判員制度なるほどブック」(資料7)の21頁においても、「裁判員は、何日くらい裁判に参加するのですか?」という問いがあり、「裁判員裁判の多くは、6日前後で終わっています。」という答えになっている。職務従事日数は6日前後かもしれないが、審理がなかった日や土日を含む実審理期間はもっと長い。「なるほどブック」を読んだ国民は、実審理期間が1週間程度と受け止めはしないか。

(平城刑事局長)

7日以内あるいは6日前後で終わっているという表現が、実審理期間を指していると受け止められるのではないか、というご指摘をいただいた。職務従事日数を指すことを念頭に資料等を作成していたが、それが適切かどうか今後検討して参りたい。

イ 広報活動について

平城刑事局長から、資料5ないし資料8に基づき、広報活動について、次のとおり説明があった。

(ア) 広報用動画コンテンツについて(資料5)

- 昨年度、裁判員制度の広報用の動画コンテンツを新たに制作した。既にウェブ上で公開されており、資料5のとおり、裁判員制度のウェブページにも掲載されている。
- 動画配信はYouTubeのサービスを利用しており、各動画は、YouTubeの裁判所チャンネルでも視聴することができる。
- 動画コンテンツは5分から7分程度のものが4本あり、それぞれ、①裁判員制度の概要のご案内、②名簿記載通知を受け取った方へのご案内、③選任手続期日のお知らせを受け取った方へのご案内、④裁判員に選ばれた方へのご案内、を内容としている。

- 動画では、裁判員候補者となった主人公が裁判員に選ばれ、裁判員として法廷に臨み、評議を経て、その職務を終えるまでの一連の流れをわかりやすく紹介しており、各動画を見ていただくことで、裁判員等にも選ばれるまでの手続の流れや、実際に裁判員等にも選ばれた場合にどういふことをやっていただくことになるのかをご理解いただけるようになっている。
 - 表現上の特徴としては、インフォグラフィックスと呼ばれる手法を採用しており、そのままではわかりづらい情報やデータを、図やイラストを用いて説明することでわかりやすく伝えられるようにしている。
 - 毎年11月頃、くじで裁判員候補者にも選ばれた方々に対し、翌年の裁判員候補者の名簿に記載されたことをお知らせするための名簿記載通知を送付しているが、その際にも同封する「しおりカード」には、動画コンテンツを掲載したウェブページにアクセスするための二次元コードを付している。
 - 二次元コードについては、広報用の掲示物や、来庁者・広報行事の参加者等に配布する広報用の印刷物に掲載したり、地方公共団体の広報誌にも掲載を依頼することを予定している。
- (イ) 呼出状にも同封する冊子について（資料6及び資料7）
- 「裁判員制度ナビゲーション」（資料6）は、裁判員制度施行当初に制作した、裁判員制度の内容や実際の運用等の情報提供を行うための冊子である。従前、裁判員候補者にも選ばれた方々に対して「裁判員等選任手続期日のお知らせ」（呼出状）を送付する際に、この冊子をも同封していた。
 - 「裁判員制度ナビゲーション」は、全体で64ページにわたっており、また、記載内容に現在の運用とそぐわないものが生じてきたこともあったことから、今般、抜本的に見直すこととし、よりわかりやすく簡潔に裁判員制度を説明するための冊子として、「すっとわかる、裁判員制度なるほどブック」（資料7）を制作した。
 - 「すっとわかる、裁判員制度なるほどブック」は、個別の事件について裁判員の候補者にも選ばれた方々をイメージし、そのような方々に向けて、裁判員にも選ばれるまでの手続の流れや、選ばれた後の裁判員としての役割等を紹介している。読みやすさ、わかりやすさをコンセプトに、イラストを多用するなどビジュアル面を工夫しつつ、よくある質問をQ&A方式で紹介したり、実際に裁判員を務め終えた方の経験談を手続の場面ごとに掲載している。末尾には、裁判員制度の概要をまとめた説明や刑事裁判に関する基礎知識なども掲載している。この冊子は、既に裁判員制度ウェブサイトにも掲載しており、今後、選任手続期日呼出状にも同封して裁判員候補者にも対して送付することを予定している。
- (ウ) 裁判所における広報活動について（資料8）

- 裁判所においては、制度施行前から、裁判員制度の役割や意義等を周知するための広報活動を実施してきたところであり、各地の裁判所においては、独自に様々な広報活動が企画されてきた。
- 今年は、裁判員制度が15周年を迎えるに当たっての特別企画も実施されており、参加者に模擬裁判・模擬評議を体験していただいたり、裁判員制度のキャッチフレーズを募集して裁判員経験者と共に賞を決定するなどの企画が実施された。資料8は、東京地方裁判所における企画である。刑事局としても、本年12月にオンエアされる政府広報が提供するラジオ番組で裁判員制度を取り上げてもらうことを予定しており、積極的に広報活動を展開している。
- 裁判所としては、社会を支える基盤として裁判員制度を根付かせていくためにも、今後も国民の制度に対する関心を高め、また、不安を解消するための広報活動を積極的に展開していきたいと考えている。

(永井委員)

裁判員制度の施行当時を考えると、裁判員制度を作って本当にうまく回っていくのか心配した人が多かったように思う。制度施行から15年経ったが、懸念されたような状況は生じておらず、大変素晴らしいことだと思う。裁判員制度をぜひとも成功させる必要があるとして、法曹三者において協力関係が形成され、併せて研究者の方々の協力も得られたことが大きかった。現場だけではなく、これを援助する部門や、それぞれの組織で大変手厚い活動があったことも大きかった。そうしたことの相乗効果があり、今は良い状況にきている。

広報の充実も特筆に値するものがあった。配布資料を見ても、わかりやすいもの、詳細なものなど、色々なタイプのものが用意されており、それらが次々に改訂されていることも素晴らしいことだと思う。広報の担当者が変わっても、次々に新しい観点を取り込んで成果が現れており、裁判制度を担っている方々のご尽力に対して敬意を表したい。

(今田委員)

永井委員が言われたように、本当に関係者の努力の結果だと思う。広報活動については、国民に裁判員制度をわかりやすく理解してもらうことを目的にしているが、国民といっても対象が非常に広く、時代の変化とともに情報を伝えるツールも変わるため、広報の手段そのものをどう選択するかなど、多くの情報の中から選択して進めていく必要がある。若いスタッフの方々がかなりのエネルギーを注いでそういう作業に取り組んだことが伺える。世代間の考え方の違い等も集約しながら整理してコンパクトなものができ上がっており、献身的な努力の成果が見える。私も資料の改訂に際してコメントしたが、最初の頃のものからリバイズされて改善されており、色々な考え方を集約しつつ、見事な

落とし所になっている。まだ細かいところでは情報の取捨選択等は必要かもしれないが、大きな構成としては満足いく改善になっている。担当者の努力に感謝したい。

(仲委員)

4本の動画を見たが、大変よくできており、しかも長すぎることもなく、とても見やすかった。動画が多く国民の目に触れるようにするためには、YouTubeは視聴者が好みそうな動画をAIが選択して視聴する候補に挙げているようであり、例えば、ショート動画をたくさん作るとか、あるいは人気YouTuberにコメントしてもらおうといった方法も考えられる。

(椎橋座長)

見てもらう順番も大事であり、動画を見てから冊子を読んでもらうと入りやすいのではないかと。最初から冊子を読むのは難しい方もいると思うが、動画を見ると、さらに冊子も読みたくなるという感じになると思う。

(2) 今後の裁判員裁判の運用について（核心司法の深化への取組）

ア 平城刑事局長から、統計等について、次のとおりの説明があった。

- 裁判員制度が施行される前の従来の刑事裁判は、捜査段階の供述調書をはじめとする膨大な書証を読み解き、事案を詳細に解明することを目指して行われていたと評されることが少なくなく、その在りようは、精密司法、調書裁判などと言われていた。しかし、裁判員制度が施行され、刑事裁判に法律の専門家でない一般国民が参加することとなったことを契機に、刑事裁判のプラクティスは大きく変容し、核心司法や公判中心主義など刑事訴訟法の本旨に立ち返った裁判が追求されるようになり、そのための法曹三者による取組が積み重ねられてきた。

なお、「核心司法」が何を指すのかについては、様々な考え方があると承知しているが、ここでは、刑事裁判の目的である犯罪事実の有無や量刑を決する上で必要な範囲で審理・判断を行うという考え方を念頭に置いている。

- 他方、審理期間の長期化傾向が続いている現状にあり、近年の本懇談会においては、精密司法に回帰しているのではないかと、改めて核心司法といった裁判員制度導入時の精神が実現できているか検証すべきである、といった指摘がされている。近年の本懇談会においては、審理期間のうち、公判に入るまでの準備期間である公判前整理手続期間の長期化について取り上げたが、公判に入ってから判決言渡しに至るまでの実審理期間についても長期化傾向が続いている状況にある。
- 裁判員制度が導入されるに当たっては、裁判員裁判においては、集中的審理が可能なものでなければならないとともに、裁判員が審理の内容を十分に理解

し、容易に心証形成できるような公判活動を行わなければならない、日常生活の一部を割いて職務を行う裁判員の負担等を考慮すれば、できる限り連日の開廷による集中審理が要請され、公判活動も迅速、効率的なものでなければならない、といったことが言われていたところであり、実審理期間が長期化すること自体が裁判員の方々への負担になっていないか、裁判にもともと関心のある人や時間に余裕のある人たちによる制度になってはいないか、別の事件の公判期日を予定するのに日程上の制約が生じてはいないかなど、裁判員制度の運用に対する影響の有無を分析し、そのメリット・デメリットを踏まえた上で在るべき審理計画の策定につなげていく必要があると思われる。

例えば、裁判員裁判が2週間かかるとすると、「7日で終わると聞いていたのに」と思う裁判員の方がいるかもしれず、そういう方が辞退すると、比較的時間に余裕のある人だけが参加する制度になっている可能性もある。また、裁判員裁判が2週間予定されていると、その間他の裁判を予定できなくなり、次の事件の審理をするタイミングが必然的に遅くなっていく問題も考えられる。ただ、実際にどうかはわからず、このような仮説が正しいのか、運用に関する影響の有無を分析していく必要があると考えている。

○ 以下では、統計に基づいた現状について説明したい。

平均実審理期間は、自白事件・否認事件のいずれについても、制度施行以降、長期化が続いている。自白事件についてみると、令和5年は10.3日だった。

公判を開いた日数を示す平均開廷回数については、多少の増加傾向は認められるが、平均実審理期間の変化と比較すると、大きな変化はない。公判に費やした合計の時間を示す平均開廷時間については、有意な変化は認められない。

取り調べた証拠や証人の合計の数を示す平均取調べ証拠数や証人数については、大きな変化があるとは言えない。

証人尋問に費やした合計時間を示す平均証人尋問時間、被告人質問に費やした合計時間を示す平均被告人質問時間については、制度施行当初と比較すると、若干長くなっていることがうかがわれる。

イ 平出オブザーバーから、裁判官の立場から見た現状認識等について、次のとおりの説明があった。

○ 「核心司法」を語るには、そもそもなぜ裁判員裁判を導入したのかということに遡る必要がある。裁判員裁判の導入前は、捜査官が取調べ室で詳細な取調べを行って多数の供述調書を作成し、それを裁判官が法廷ではなく裁判官室の中で読み解き、それが正しいかどうかを緻密に認定しており、そのような裁判の在り方が「精密司法」と呼ばれてきた。「精密」という言葉には「精密機械」のように良い意味もあるが、この「精密司法」には、過度に精密であり、事件

を担当する法曹三者以外の者には何をしているのかわかりにくいという面があった。

これに対し、裁判員裁判を機に、供述調書を読み込むのではなく、法廷における証人尋問をもとに、事案の核心を突く裁判をやろうという動きが現れ、これが「精密司法」に対比して「核心司法」と呼ばれた。裁判員法1条には「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上」がうたわれているが、事案の核心を突くわかりやすい裁判を行うことによって、司法に対する国民の理解を増進し、司法に対する信頼を向上させようという趣旨だと思われる。

一般の国民が裁判に参加する以上は、必然的に法廷は連日開かれる必要があるし、評議室で各自が供述調書を読み込むことは不可能であるから、供述調書の採用は従前よりも少なくなり、証人尋問をすることになる。証人尋問もあらゆることを聞くのではなく、その事案の結論を得るために必要なものを射たものとなり、結果として、審理がコンパクトでわかりやすくなると考えられていた。

- 上述の制度開始当初の理念や目的を頭に置きつつ、主に東京地方裁判所を念頭に置いて、裁判員裁判の現状について発言したい。

まず、起訴から判決に至るまでの審理期間の長期化という問題がある。これは公判前整理手続期間の長期化の問題でもあるが、事件発生から公判前整理手続の期間が伸びれば伸びるほど、証人の記憶は減退し、供述調書に頼らざるを得なくなるため、審理期間の長期化は核心司法を実現する上でも重要な要素である。この点については、昨年の本懇談会で議論されたと承知しており、今日は実際に公判が始まってから判決に至るまでのことに焦点を当てたい。

公判の初日から判決に至るまでの期間、すなわち平均実審理期間が裁判員裁判施行後に伸び続けているが、この期間は、公判自体の長さだけでなく、公判期日の入れ方、評議時間、評議日の入れ方、評議が終わってから判決までの期間のとり方等にも左右されるので、その内情を見ていく必要がある。

「核心司法」というテーマを考えた場合、審理自体がコンパクトになっていることが期待されるが、公判が開かれている時間、すなわち平均開廷時間についてみると、施行後3、4年ぐらい後から現在まで、やや長くなっているようにも見える。証人尋問に費やした合計時間を示す平均証人尋問時間、被告人質問に費やした合計時間を示す平均被告人質問時間についてみると、統計上若干長くなっている。尋問の時間がやや長くなっているというのは、現場の裁判官の実感としても肯けるところである。

その原因については、公判前整理手続で弁護人が出す主張が従前よりもやや抽象的になり、裁判官もそのような当事者の活動を尊重するようになってきたことが考えられる。争点をそこまで詰めずに審理に臨むと、特に検察官からす

れば、尋問時間が予測しにくくなり、また、裁判所が審理計画を立てる際も従前よりも尋問時間を長く予定することになり、結果として尋問時間が実際にも長くなることがあると思われる。

次に、公判が終わった後の評議についても、従前よりやや時間がかかるようになってきている。尋問が長くなると、どこに焦点が当たっているのか見えにくくなり、どうしても評議も長くなる。また、近年はSNSの履歴等が証拠となることが増えており、この検討に一定の時間がかかるという声もある。裁判官の運用の話になるが、従前よりも裁判員の自由な意見表明を重視するようになり、そのために時間をとっているという声もある。このような複合的な要因によって、評議の時間は長くなっていると考えられる。

実審理期間の長さには、実際に公判に要した時間だけではなく、日程の組み方の影響もある。実際に選任された裁判員の方からは、時折、もう少し日程に余裕があったほうがよかったという声が聞かれるが、そういう声を耳にして、裁判官が裁判員制度の施行当初よりも日程に余裕をもたせるようになってきている現状もある。

ワークライフバランスへの配慮もあるかと思うが、当事者、特に検察官からは、初期に比べ、証人尋問や論告の期日の取り方に余裕をもたせてほしいと言われることも多くなり、また、裁判官も、同じくワークライフバランスへの配慮もあり、評議が終わってから判決までの時間を一定期間とるようになってきた。

こういった複合的な原因によって、実審理期間が長くなってきているのではないかと考えられる。

- このような現状をどう評価するのだが、実審理期間の長期化が、直ちに核心司法が実現していないことの証であるとまではいえないが、裁判員裁判の現状に核心司法の観点から問題がないのかといえ、そうではないと思われる。裁判員裁判の施行直後は、夜遅くなっても準備をするなど、とにかく裁判員裁判を成功させなければならぬと法曹三者も頑張っていたが、それを今期待するのは無理だし、また、裁判員の負担を考えると、日程を詰め込みすぎるのも良くない。争点整理の在り方についても、法曹三者でさらに議論し続ける必要がある。しかし、実審理期間の長期化等のデータを踏まえると、現時点でも、法曹三者のそれぞれが核心司法の実現のためにできることはあるのではないかと。

検察官についていえば、弁護人の主張が従前よりも抽象的になり、主張や尋問の準備がしにくくなっているという声が聞かれるが、それでも、冒頭陳述や論告、証人尋問をより核心を突いたものにするには可能ではないか。論告が、従来型のものをスライドにただけに見える場合がないわけではない。その原

因の全てが弁護人の抽象的な主張にあるとは言えないように思う。核心司法の鍵を握るのは、検察官であると思う。

弁護人についていえば、研修等を通じて全体として弁護技術の向上が図られてきたように思うが、まだ何を弾劾したいのかわからない反対尋問が一定数見られる。また、弁護人の主張そのものがわかりにくいこともあり、弁護人の主張を裁判官が評議室で解説することは決して稀ではない。法的な理論を背景に置きつつも、より裁判員の腑に落ちる主張を目指していただきたい。

裁判官についていえば、多方面に様々に配慮した結果として、余裕をもちすぎた日程にしてしまい、結果として裁判員に選ばれる方を限定してしまうことになっていないか。選ばれた目の前の裁判員だけではなく、その裁判に参加できない方の声に対する想像力が必要である。また、判決についても、自分の経験に照らすと、知らず知らずのうちに冗長になっていることがある。核心を突く判決を書くのは、言うは易くても実行するのは容易ではなく、裁判官側の覚悟が必要になる。

- 裁判員制度施行当時の法曹三者には、裁判員の方々、より広く見れば、国民の方々に対し、自分たちが行う刑事裁判を果たして理解してもらえるのだろうか、通用するのだろうかという「おそれ」の感覚があった。15年が経過し、良くも悪くも、だんだんと裁判員裁判に慣れてきているように思うが、今一度、私たち法曹三者は、裁判員裁判を始めた原点に戻って、司法を知らない方への「おそれ」の感覚を持つべきではないか。選ばれた裁判員の方の努力と理解に甘えることなく、審理日程に自分の都合を合わせられずに裁判に参加できない多くの国民の方の声を今一度想像し、それぞれの立場で何ができるかを考える必要がある。
- ウ 森本委員から、検察官の立場から見た現状認識等について、次のとおりの説明があった。
 - 実審理期間の長期化の要因については、評議や起案に必要な時間も含めて期日を設定する裁判所において適切な分析がなされるものと考えているが、その上で、私見も交えて発言したい。
 - 平均実審理期間は長期化しているが、その長期化の速度、つまり右肩上がりの傾斜の程度に比べ、平均開廷回数、平均開廷期間の長期化の程度は、それほど大きくない。さらに、証拠調べの内容、すなわち、平均取調べ証拠数、平均取調べ証人数、平均証人尋問時間についてみると、特に審理が長くなりがちな否認事件では、直近10年で、証拠数は減少し、証人数と証人尋問時間もほぼ横ばいである。そうすると、証拠の絞り込みが不十分であることが実審理期間の長期化の主たる要因になっているわけではないと思われる。体感としても、

公判期日の間隔が開いたり、1回の公判期日の開廷時間が短かったり、結審後から判決宣告までの日数が空いたりすることが以前に比べて多くなっている、という話も聞くところである。

- 実審理期間の長期化は裁判員の方々の負担を増やすものであり、迅速な裁判のためには立証を絞るべきことは十分承知しているが、他方で、裁判員の方々を含め、裁判所に事案を十分に理解していただき、吟味した上で適切に判断をしていただくことは、刑事司法の手續においてとても大切なことである。「わかりやすい立証＝少ない証拠による立証」とは必ずしも言えない。もちろん、証拠が多数で煩雑となり、裁判所の理解や判断が難しくなることは避けなければならない。検察官もそれを望んでいない。しかし、事案によっては、争点整理の仕方、証拠構造や証拠それ自体の性質によって、裁判所に相応の証拠に接するために相応の時間を確保してもらう必要がある。また、そのようにして初めて充実した公判審理の実現に資するものともいえる。当事者双方の主張が不十分だったために、裁判員の方々が「事案の真相に近づけなかった。」「判断が難しい。」「審理が不十分だ。」などと感じるようなことがあれば、当該裁判体の裁判員のみならず、究極的には国民の司法に対する信頼を損なうことになりかねない。
- 検察官の主張立証のスタンスについて平出オブザーバーから指摘があったが、公判における検察官の主張立証は、争点がどのように設定されるかによって決まってくる。公判前整理手続で争点が漠然として広いまま絞り切れていないと、検察官は公判審理で争点が拡散する場合に備えて、つまり、弁護人の公判審理での様々な主張や被告人質問の内容を想定し、広めに立証せざるを得ない。これは検察官のマインドの問題ではなく、やむを得ずそのような対応になることを理解いただきたい。争点は、検察官による犯罪の証明に対してどこを争うかということであり、まずもって争う側の弁護人において具体的な主張をしてもらう必要がある。裁判所におかれても、争点を整理して明確にするべく、弁護人に具体的な主張をするよう積極的な働きかけをお願いしたい。検察官としては、そのように絞り込まれた争点について、迅速な立証に努めてまいりたい。
- 公判前整理手続に関しては、これまでの本懇談会の議論等で、あまりに精緻に争点や主張立証の整理を行おうとすると、公判前整理手続の長期化の一因ともなり得るといような議論があったと承知している。留意すべき点は、公判前整理手続で争点や主張の絞り込み、明確化に幅を持たせたまま公判審理を開始すれば、公判審理において審理すべき事実や証拠が新たに生じる可能性が増え、そのために公判審理が長期化する可能性があるということである。

平出オブザーバーから、検察官から期日に幅を持たせてほしいという要望が

出ることがあるという指摘があり、そういう要望をすることはあるが、ワークライフバランスの問題だけというより、むしろ、争点が絞り込まれておらず、公判において新たな立証、補充が必要になる可能性を想定している場合もある。例えば、専門家証人が必要で争点となる部分が大変複雑な事件などにおいて、証言において被告人・弁護人が様々な点について新たな主張をする場合があるが、当然、検察官としては、その主張がされた部分について、その後証人に厚めに証言してもらったり、必要があれば、新たに証人を準備して請求したり、補充捜査をして証拠を請求する必要がある、その場合には、改めて証拠の採否を検討していただき、場合によっては、期日間整理手続に付して新たに争点整理が必要になることもある。そういうことを想定した場合に、期日に若干の余裕が必要であると申し入れをする場合があり得る。

以上のようなことを考えると、「核心司法」という言葉一つで、公判前整理手続の長期化にも公判審理の長期化にも対応できるというものではなく、とても難しい問題である。

- 一般論を述べたが、一般論は個別の事案の積み重ねであり、実際の現場では、それぞれの事案で法曹三者が知恵を出し合って、より良い裁判員裁判のために一生懸命努力していると承知している。事案ごとに柔軟にメリハリを効かせ、法曹三者がお互いの考えをぶつけ合い、最適解を探す努力を続けていくことが大切だと考える。
- エ 菅野委員から、弁護人の立場から見た現状認識等について、次のとおりの説明があった。
 - 実審理期間については、難しい問題がある。公判の審理日程について、裁判官によっては、週3日、あるいは、午後3時まで、などとゆとりある日程の提案を受けることもある。そういう場合は、余裕をもって、休憩時間も多めにとられ、証拠調べを吟味しつつやっていくといったメリットがある反面、トータルの日数は長くなってしまふ。逆に公判の日数を短くすることを重視すると、午前10時から午後5時までなるべく審理を詰めて、休憩時間も尋問時間もなるべく短く日程を組むことになるが、実際に尋問をすると予定通りに行かないこともあり、ばたばたすることもある。正解のない中で、どういう予定の組み方が臨機応変に、かつ、充実した審理を継続的に進めていけるのか、15年間やってきたとはいえまだまだ答えが見えず、法曹三者が模索しているのが現状である。今後、裁判員からの意見も聞きながら、より良いプラクティスが積み上げていけるとよい。
 - 「核心司法」という議題だが、弁護人としては、普段、「核心司法を目指して、こうしよう」という意識で具体的な訴訟活動をすることはあまりない。「精密司

法」の問題点については、ベテランの弁護士にはある程度共有された認識があるが、裁判員裁判が始まって15年が経ち、現在の現場の刑事事件を担っている若手の弁護人は、弁護士になったときから裁判員裁判があり、かつて問題視された精密司法の裁判の経験もない。弁護士会では、目指すべきより良い裁判が何かという議論があまりされないまま、普段の弁護活動をやっている面があり、その点は反省したいが、多くの弁護人は、被告人の無罪や減軽を得るための弁護活動をしており、「精密司法から核心司法へ」という問題意識をもって訴訟活動をしている実情にはないと思われる。

- 証拠や尋問を検討する際、弁護人においても、事件や争点との関連性・必要性があるのかという視点で検討しており、その点が証拠の絞り込みと関係する。また、裁判員裁判であれば、裁判員に理解してもらえる証拠になっているかという視点を持って検討している。特に最近では科学的な証拠や専門的な証拠が増えており、色々な専門家が登場する事件もあるが、そういった専門的な知見をどう裁判員の理解の土俵に乗せていくかも検討する必要がある。

書証と人証の使い分けについては、多くの弁護人は、証人から話を聞くほうが、供述調書を朗読するよりもわかりやすいし、必要なことをその場で聞けるため、メリットが多いと感じている。ただ、せっかく証人を呼んだのに、争点との関係で関連性・必要性が見えにくい尋問になっている場合もある。例えば、供述調書をなぞるような尋問だったり、事実を経験した証人に対して事実ではなく意見や推測を聞いてしまう尋問をして、必要な部分の掘り下げが足りなかったりすることがある。あるいは、単に生い立ちを平板に聞いてしまい、そのストーリーが当該事件にどのような意味を持つのかわからない尋問がされることもある。

信用性の判断が困難な尋問がされることもある。例えば、いつ、誰の、どのような出来事を問題にしたのかわからない尋問や、曖昧なエピソードが出てきて事件とどのように関係するのかよくわからない尋問がされると、当事者の活動が全く無意味と指摘を受けることになる。

専門家の証言については、背景となる原理等の理解が難しいことがあり、単純に話を聞くのではなく、わかりやすくするため、資料を見ながら話を聞くハイブリッドの尋問などが行われている。

書証については、多くの事案で適切な統合化が図られており、百通の書証があったとしても、最終的には十通程度の簡潔な統合証拠にまとめられている。これは大変な作業であり、検察官には苦勞をかけている。ただ、遺体写真等の刺激証拠については、裁判所の関心も高くして厳密な審査がされるが、他方、それ以外の現場の写真等については、温度差がある。例えば、火事の事件でもと

もと現場の写真が三百枚あったとして、それを二百枚に絞ったとしても、本当に二百枚も必要なのかはあまり議論がされていない。

- 証拠の厳選や統合等をするにあたり、弁護人としては、事実認定者が証拠をどう評価するかわからない面がある。例えば、被告人に生い立ちやバックグラウンドを語ってもらうことがあるところ、多くの場合は必要ないかもしれないが、事件によっては登場人物の行動の解釈に影響してくる場合がある。よく実務で意見が対立するケースとして、SNSやメールのやりとりが大量にある事件がある。例えば、被告人がロマンス詐欺で騙されて最後は密輸の犯人にさせられてしまった事件では、メッセージのやりとりが千個ぐらいあった。被告人がロマンス詐欺にあった点は争いないが、最後に騙されたやりとりだけを証拠にすればいいのかが議論になり、当事者としては、千個はいらないとしても、普通の何気ない会話のやりとりを見るかどうかで証拠から受けるインパクトやイメージが違うのではないかと感じていた。事件後に裁判所と反省会をすると、当事者としてここを見てほしいという部分について、あれは必要だったのかと問いかけられることもあるが、弁護人としては何気ないやりとりでどれだけ騙されていたのか、生の事実を見てほしいと考えており、意見の違いを感じた。

証拠を要約してしまうとリアリティが伝わらないのではないかと、二次証拠にしてしまうと意味が的確に伝わらないのではないかと考えると、ある程度負担はかかるとしても、当事者としては、生の証拠を見てほしいという思いがある。今の実務ではそれなりに尊重してもらっているが、メールがたくさんあるのではダメだから分量を減らして欲しいと言われると、当事者としてはそれでは意味が違ってしまう場合があると感じてしまう。

このあたりの意見交換をしつつ、現在、意識することがなかった目指されるべき核心司法についても一度考え直す良いきっかけにしていきたい。

(仲委員)

弁護人の主張が抽象的であるというのは、具体的にはどういうことか。

取調べ証拠数や取調べ証人数は、開廷時間・開廷回数等と相関関係があるのか。

否認事件では審理が長くなると思うが、否認事件の割合が増えたために実審理期間の平均が長期化しているということはないのか。平均ではバラつきがわからないが、一部の事件が長期化しているのか、そうではなく、万遍なく長期化しているのか。

(平出オブザーバー)

弁護人の予定主張の内容が抽象的であるという点についてだが、検察官と弁護人が主張を出し合う公判前整理手続において、弁護人がどこまで主張を明示

しなければならないのかはやや争いがあり、弁護人の立場と検察官の立場ではズレがあると承知している。裁判員制度施行初期は、もう少し主張を明示する弁護人もたくさんいたが、弁護士会の研修の成果もあってか、最低限度の主張しか明示しないというようになってきたように思われる。その結果、検察官からすると、弁護人側の主張がわからず、何を準備すればいいのかわからないため、どうしても時間がかかるという関係はある。そのためには、今後、法曹三者で主張整理の在り方をさらに議論し続けなければならない。ただ、その点はあるとしても、現状でも検察官はもう少しできることがあるのではないかと、いうことを先ほど申し上げた次第である。

(平城刑事局長)

証人の数や開廷時間・開廷回数の相関関係については、証人が増えれば開廷時間が増えることはあるし、また、証人が増えてもう一期日設けなければならない場合もあり、開廷回数が増えるという相関関係はあると思われる。

否認事件の増加が実審理期間の長期化につながっているのかについては、制度施行当初に比べると否認事件の割合は増えており、自白事件の割合を上回っているが、近年はその割合に変化がなく、実審理期間の長期化への影響は不明である。

(今田委員)

裁判員制度は、国民の参加が容易なものである必要があり、国民に受け入れてもらわなければいけない制度である。今回議題となった裁判の長期化は、裁判員制度にとって大きな問題であると思う。ワークライフバランスの変化の結果として審理が長期化することは仕方のないことであろうし、審理が詰まっているよりも余裕をもって裁判に臨みたいという国民の意見もあるだろうし、こういった観点である程度審理が長期化することは許容されるのではないと思うが、そうではない、無駄な要素があるのかどうかを検討する必要がある。

検察官・弁護人はそれぞれにとって良い結果を得たいと考え、裁判官は良い審理をしたいと考えており、法曹三者がそれぞれ目指すものにはゼロサム的な側面があるが、互いに不満を持ちつつも、法曹三者で常に切磋琢磨してやっていく以外にない。法曹三者の成功・失敗の経験値をできるだけ吸い上げて統合し、互いの不満を解消できるような、法曹三者の制度的な話し合いやコミュニケーションの場をもっと積極的に作れないものだろうか。現場の法曹三者には日常的な不満等があると思うが、裁判員制度をもっと良いものにするためには、法曹三者で積極的に考えていく必要がある。立場上、法曹三者それぞれが自らの利益を追求することは仕方のない面もあるが、法曹三者が話し合っ合意できれば、裁判員制度が国民にとってより良いものになるのではないかと。先ほどあ

った国民に対する「おそれ」のような、大きな重しや縛りを考える必要がある。核心司法について弁護士があまり意識することがなかったという話があったが、せっかく15年かけて裁判員制度を作り上げてきたのであり、この制度をより良くするために、法曹三者が話し合うような試みができないだろうか、そのように感じた。

(酒巻委員)

弁護士は依頼を受けた被告人のために、その権利を主張しつつ、正しい裁判に向けて個別の事件で努力するのが元来の仕事であり、弁護士が精密司法や核心司法を意識しないのはやむなきことだと思う。そもそも「精密司法」や「核心司法」という用語は、学者が刑事裁判の全体状況をインパクトをもって表現するためのスローガンとして作った言葉であり、法律家が「精密司法から核心司法へ」というスローガンに捉われて、考え詰めたり、眼前の個別事案の処理について何か間違っているのではないかと悩んだりするのは、かえって適切ではないと思う。

実審理期間の長期化の原因についてこれまで様々な観点から発言があったが、その原因の中には、不合理なもの、ピンポイントで修正すべきもの、努力して短縮化・効率化すべきものが指摘できるものの、長期化の要因は様々な要素の複合である。今後も裁判員制度を安定的に続けていくためには、初期の頃のような無理をせずに、少し時間ならびに精神にも余裕を持たせるといったことは不合理なことではないと感じている。

「核心司法」は、既にご意見として示されていたとおり、刑事裁判において一番重要な、罪となるべき事実と量刑において重要な事実について必要十分な証拠調べをしてその判断をする、それ以外の余計なことはできる限りしないようにするというものであるが、裁判員制度を契機として随分と進展した。これもご意見の中にあったとおり、若い世代の法律家全般に、研修所の初期教育の成果もあり、このような刑事裁判の基本型が認識されているのは大きな成果だと感じている。実審理期間が長期化しているからといって、必ずしも核心司法が実現できていないということにはならず、極度に心配しなくてもいいと考えている。

ただ、公判審理の中核となるべき証人尋問が的確にできているかは常に気になっている。先ほど争点と関係がない尋問がされているのではないかとという発言もあったが、時々法廷の傍聴に行くと、検察官・弁護人の尋問は、直接主義や口頭主義を一生懸命やろうとしているものの、準備不足であるように感じることもある。アメリカや英国の法律家の法廷での仕事ぶりをみると、事前に書面を読み込み、何を聞くべきか徹底して準備した上で、尋問の場でも臨機応変

に相手の返答に対応しつつ、核心となる部分を法廷に顕出している。これが本当のプロの証人尋問であり、日本でこれができているかという、できていないと思う。職業裁判官ではなく一般国民に向けてわかりやすい立証に注力しているプロの法律家の技術に比べると、まだ準備が足りておらず、そこをもっと頑張れば核心部分に迫れるのではないかと感じることもある。

また、裁判員からもう少し時間に余裕があったほうがいいとか、もう少し考える時間があったほうがいいと言われるように、かつてのように審理が終了したその日のうちに裁判官が判決書を書くような余裕のない審理日程を組むことは、無謀だったのではないかと。要点に集中して仕事をするため、例えば、評議に基づきかつ明解的確な判決を起案するために、準備の時間をある程度かけることは悪いことではない。問題はその内実の行き過ぎであり過剰な「精密化」である。繰り返しになるが、先ほどの意味での「核心司法」が実現されているかどうかと実審理期間が長期化していることは、直結する話ではないと思う。

(渡辺委員)

法曹三者の委員とオブザーバーの発言を「なるほど」と思いながら聞いていた。それぞれの立場から見える光景であり、三者で互いに「いや、そうではないだろう」と思ったところもあるかもしれない。どうやって核心司法を実現するかというのは、難しく、解のない話だと思うが、結局は、公判前整理手続における争点整理がきちんとできているのかということに戻ってくるのではないかと感じた。公判前整理手続の長期化が問題になっており、本懇談会でも何度か議論されているが、やはり争点整理をしっかりとさせることが、裁判員が入ってからの公判審理期間等の短縮・充実につながるのではないだろうか。

裁判員制度が発足した当初は、裁判員候補者が来てくれるのか、制度が根付くのかという、危機意識やおそれを多くの法曹が抱いていたと思う。その後、おおむね順調に運用されてきたがゆえに、そういった意識が世代を経て薄れてきているのだとすれば、改めて全体で共有する場を設けるべきである。

それから、裁判員制度の運用に関する意識調査において、「裁判の手続や内容がわかりやすくなっている」、「裁判が迅速になっている」、「裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなっている」といった点に対する評価が総じて落ちてきていることが気になった。意識調査の対象は一般国民であり、将来の裁判員の候補者だ。その人たちが裁判をこのように見ているとすれば、出席率・辞退率が将来的にさらに悪化していくのではないかと懸念をもった。

最後に質問だが、核心を突く判決が書けているか、判決書が冗長になっていないかという指摘があった。現在、判決書の検証や分析は、どんな場で、どのようにされているのか。あるいは、上級審からは、今の裁判員裁判の判決書は

どのように見えているのか。司法の独立にも絡む微妙な問題だが、不断の検証が必要だと思う。

(平城刑事局長)

意識調査の評価が落ちている点については、危機感を持っているものの、どう考えるべきかまだ分析ができていない。裁判員制度が定着していけば司法への理解が深まって良い評価が高まっていくはずであり、評価が落ちているということは危惧すべきであるように思うし、他方で、裁判員等経験者のアンケートには「良かった」という意見が多いこともあり、実際は「良かった」とは感じていなかったのではないかなど色々な憶測をする必要がある。今後も動向は注視する必要がある、そういう危機感を持たなければいけないと認識している。

裁判官の協議会では、判決書が精緻化しているのではないかといった意見が少なくなかった。地方裁判所の協議員が、自分の判決あるいは他の裁判体の判決についてそう感じていることもあるだろうし、高等裁判所の協議員が、第一審の判決を見たり、自分が第一審で書いていた頃の判決と比べてたりして、そういう意見を出しているのかもしれない。事務当局としては、そういう問題意識が現場の裁判官にあることを踏まえ、判決書のありようについて意見交換をするための環境を整備していくことも考えている。

(3) 次回以降の予定等について

次回の懇談会の日程については追って調整することとされた。

本年12月末の任期終了に伴って本懇談会の委員を退任される今田委員、椎橋座長から、次のとおりのあいさつがあった。

(今田委員)

2009年から本懇談会に関わっているが、それより前に、最高裁において裁判員制度について国民がどのように受け取るかの意識調査をする計画があり、意識調査をやってきた私のところに相談に乗ってほしいと依頼をもらい、その計画に関わることになった。意識調査は一つの社会調査の手法だが、裁判員制度ができた時に国民がどのように対応するのか、そのための知識があるのか、どういう気持ちなのかといった質問要旨を作る作業を、事務局と一緒に一生懸命詳細な議論をしながら行った。調査をするに当たっての最高裁の取り組みは非常に真摯だった。

その関係もあって本懇談会に関わらせてもらったが、この議論を通じて、裁判員制度は、法曹三者による国民を巻き込んだ国家的で壮大な社会的実験だと思った。裁判員制度がどうなるか、法律の専門家においても確証はなかったと思うが、非常に積極的で前向きであり、この情熱はすごいものだと感じた。この国家プロジェクトに関わったことに大変高揚した。

私はそれ以前に男女雇用均等法に関わったが、その立法を担当していた担当者は、同法について、「醜いアヒルの子を生み出したが、この子どもを美しい白鳥に育てたい」と言っていた。裁判員制度に関わった方は、この制度が醜いアヒルの子だという発想は持っておらず、可愛い雛をこれから育てるんだという、あるいは、国家的な大プロジェクトだという、ポジティブな意識があった。それを椎橋座長や酒巻委員のような専門家の多くの方々が支えて、法曹三者が実践において真摯に取り組み、国民を巻き込んだ壮大なプロジェクトになったと思う。美しい白鳥になっているか、まだ可愛らしい白鳥で飛び始めた状態なのか、色々な評価はあると思うが、男女雇用機会均等法と比べると非常に幸せな制度だと思う。

今後関係者の努力で、益々の発展をしていってほしい。国家的な大プロジェクトに関わることができて、大変ありがたく感謝している。今後とも健闘を祈念している。

(椎橋座長)

裁判員法が施行されてから15年が経つ。施行当初から関わらせてもらったが、あつという間の感じがする。

裁判員制度は、特定の事件について無作為に選ばれた裁判員が事実認定をして有罪か無罪を決めるものであり、英米の陪審制度に似ているが、他方、裁判員が裁判官と協働して有罪か無罪の判断をする点ではドイツの参審制度に似ており、この両者を取り入れたとてもユニークな制度である。今田委員の言葉を借りると、結果的に元気なアヒルの子が生まれて育ってきていると思う。最初はどうもいくのか心配する声や批判する声もあったが、法曹三者、関係機関の努力によって非常に良い制度ができてきている。

本懇談会は裁判員制度の運用状況を検証する会であり、まだ様々な意見があった3年検証時には、懇談会の回数を多く重ねて3年検証の文書を作った。その後、5年検証、10年検証もあったが、10年検証時には、10年の蓄積があって制度としても落ち着いてきていた。

ある時期から、裁判員制度は概ね順調に運用されてきていると評価されている。例えば、選任された裁判員の構成は、職業や年齢、性別等の構成比が国勢調査の結果と大きく異ならず、概ね国民の縮図になっている。制度施行以前に比べて人証が多くなるなど、証拠調べがわかりやすい審理がされており、裁判員等経験者のアンケート調査からも、評議でも非常に話しやすい雰囲気の中で充実した議論がされているとわかる。その結果、刑事裁判の在り方も随分変わり、目で見て耳で聞いてわかりやすい裁判が実現されてきている。それが実現されてきたのは、法曹三者の真摯な努力があったからだろう。裁判所は、本懇

談会でも議論の前提とされた様々な調査に関与してきており、例えば、裁判員裁判では多くの国民が参加して国民の良識が反映されなくてはならず、多様な方に参加していただく必要がある一方で、強制にならないよう辞退も認められなければならない、なるべく多くの方に参加してもらうため、辞退の要件を考える上で色々な調査をしていた。例えば、この職業の方でもこういう場合だったら参加できるとか、色々な調査をして、その結果を本懇談会で参考に提供してもらった。そのような地道で精力的な準備があって実現できたのだと思う。また、法曹三者が、裁判員裁判の在り方や趣旨を理解し、この制度をぜひ実現しようと協力し合った。普段から協力関係にあると思うが、裁判員裁判の実現や運用においては非常に目立った協力があつた。また、忘れてはならないのは、国民の理解と誠実に仕事されたこと、対応能力の高さであり、これがあつて裁判員制度がこのような形で成長してきたのではないか。

様々な課題もあり、当然のことながら、法曹三者の中でも検察官と弁護士は考え方や立場が違い、それぞれに意見や主張がある。そういう意味での対立やそれに伴う課題はあるが、裁判員裁判が良い制度であり、それを実現していこうというベクトルにおいては、広い意味で一致点はあるはずであり、それに向けて互いに切磋琢磨してより良い制度にしていく姿勢が法曹三者にあると思う。様々な課題がありながらも、それを乗り越えていける力が日本の法曹や国民にもあると思っている。これからも裁判員制度が成長されていくことに期待していきたい。

15年間、本懇談会の座長という身に余る大役を仰せつかった。その役割を十分に果たせたかどうか自信はないが、全うできたのは、裁判所や委員の皆さま方の助力によるものあり、感謝したい。

(4) 閉会のあいさつ

閉会に当たり、氏本事務総長から、次のとおりのあいさつがあつた。

- 本懇談会に出席するのは初めてだが、高度で本質を突いた議論に大変感銘を受け、勉強になった。今田委員と椎橋座長からは、過分なお言葉を頂戴し、裁判所あるいは法律実務側にいる人間として、深く感謝申し上げたい。裁判員制度は、法曹三者が一体となって進めていくものであり、法律実務家でない委員の方々から先ほどのような言葉をいただけることは、本当に嬉しいことであり、感謝したい。
- 椎橋座長と今田委員には、15年にわたって本懇談会の座長、委員をお引き受けいただき、裁判員制度を子どもとしてここまで育てていただいた。この点についても、深く御礼を申し上げたい。
- 裁判員制度は、まだまだこれから道を歩んでいかなければならず、本日いた

だいたご意見をしっかりと咀嚼しながら、引き続き、運用の改善に向けて検討を進めていきたい。

以 上